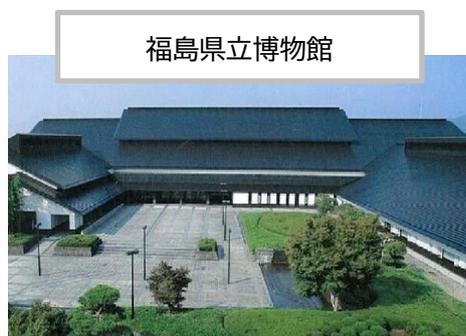


会津文化芸術振興地域おこし協力隊募集要項

令和7年2月13日

福島県立博物館



福島県立博物館（以下「博物館」という。）は、昭和61年に県立の総合博物館として開館し、これまで県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、さまざまな活動を行ってまいりました。

令和2年度から令和6年度においては、文化庁補助事業「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」、いわゆる『三の丸からプロジェクト』により、若松城（鶴ヶ城）の三の丸に所在する立地条件を活かして、関係機関と連携し、周遊の促進と博物館機能の強化、地域振興に取り組んでまいりました。

一方、一般社団法人会津地域文化芸術フォーラム（以下「会津文藝」という。）は、会津地域の文化芸術を核とした地域振興に意欲的に取り組んでいる団体であり、博物館と連携協定を締結し、連携して事業展開しております。

こうした中、会津地域における文化芸術による地域振興を一層推進するため、地域おこし協力隊を受入れ、その活動を支援することによって、『三の丸からプロジェクト』の成果を継承し、会津地域の文化芸術振興の基盤づくり等に取り組んでいきたいと考えております。

今回、博物館及び会津文藝とともに、『三の丸からプロジェクト』の成果を継承し、会津地域の文化芸術振興の基盤づくりをするため、一緒に取り組んでいただける仲間を「会津文化芸術振興地域おこし協力隊」として募集します。

文化芸術を核とした地域振興に意欲的に取り組む方、SNSによる情報発信、ホームページの作成、YouTube等動画配信などの経験を有する方のご応募をお待ちしております。

なお、学芸員等の資格や地域づくりの経験、国や県事業、産学官連携事業の経験などをお持ちの方であれば望ましいです。

本募集要項及び応募履歴書等は、福島県教育庁社会教育課および福島県立博物館のホームページからダウンロードすることができます。

<福島県教育庁社会教育課ホームページ>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70016a/>

<福島県立博物館ホームページ>

<https://general-museum.fcs.ed.jp/>

1 名称、採用予定数及び業務内容

(1) 名称 会津文化芸術振興地域おこし協力隊

(2) 身分等

福島県教育委員会の特定会計年度任用職員^{※1}として、福島県立博物館及び会津文藝に勤務することになります。

※1 特定会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める非常勤の一般職で地方公務員法上の服務に関する規程が適用されます。

(3) 採用予定数

1名

(4) 活動内容

会津文化芸術振興地域おこし協力隊として、福島県立博物館及び会津文藝の職員と一緒に以下の活動を行います。

なお、業務に伴う書類の作成や連絡調整に当たってはパソコンやスマートフォンを使用し、移動に当たっては、自ら乗用車を運転する機会も多くなります。

ア 活動内容

当館が実施する「『三の丸からプロジェクト』の成果継承事業協力」と「会津地域の文化芸術振興の基盤づくり」に関連する以下の業務。

- ・文化観光ツアーの造成、雪国ものづくりマルシェ、会津のものづくりや福島県立博物館の収蔵品の魅力を伝える商品開発等の業務
- ・会津の文化芸術事業のプラットフォーム作成による文化観光振興
- ・会津の「地域の宝」の可視化及び更なる磨き上げ、積極的な情報発信等
- ・会津地域の学芸員、司書、芸術家、文化人等のネットワークの形成
- ・その他会津地域の文化芸術を核とした地域づくりに関すること

イ 期待する成果

- ・「三の丸からプロジェクト」の成果継承
- ・県や市町村の文化政策の更なる進展
- ・地域住民や地域の民間企業が主体となった文化芸術振興の基盤形成
- ・会津地域の文化芸術事業の一元化による効果的な観光戦略と地域活性化
- ・会津地域の学芸員、司書、芸術家、文化人等のネットワークの形成
- ・福島大学や会津大学、地域企業等との産学官連携の進展

2 勤務条件

(1) 任用開始

令和7年4月以降

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。なお、地域おこし協力隊は複数年（最長3年）活動できますが、委嘱は年度単位となります。

(2) 報酬等

報酬月額 199,920円（日額換算：11,760円）（※）

※勤務2年目以降に継続して任用される場合、報酬日額は増額となります。

- ・勤務期間に応じて賞与を支給します。
- ・上記報酬額に加え、通勤手当相当額（月6,970円を上限）を加算します。
- ・年次有給休暇・夏季休暇等があります。
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- ・住居は、会津文藝が借り上げる予定です。
- ・引っ越しについては、最大で117,800円の補助を行います。

(3) 就業場所

博物館 福島県会津若松市城東町1-25 及び
会津文藝 福島県喜多方市関柴町西勝井戸尻48-1

※活動内容により、就業場所が変更となります。

月17日勤務のうち、概ね博物館に8日、会津文藝に9日勤務の見込みです。

(4) 勤務日

月17日

博物館及び会津文藝の勤務日に準拠します。

また、休日出勤となった場合は休日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前9時から午後5時15分まで

（1日につき7時間45分を超えない範囲において、1週間につき29時間以内で始業時刻及び終業時刻を別途割り振ります。また、休憩は1時間とします。）

(6) 副業

協力隊員としての勤務時間外には博物館及び会津文藝が認める範囲において、副業や起業するための活動に従事することができます。（例：文化観光ツアー関連事業のお手伝い、文化・芸術・教育等関連情報発信事業のお手伝いなど）

3 応募及び採用

(1) 応募期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月28日（金）

ただし、一定数の応募があった場合は、その都度選考を実施します。選考の結果、採用候補者が決定した場合は、募集を終了します。直接持参の場合の受付は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時45分まで。郵送の場合は、応募期間最終日必着となります。

(2) 応募要件

次のアからカまでのいずれにも該当する者が応募できます。（学歴・男女・年齢を問いません。）

ア 文化芸術を核とした会津地域の活性化に興味がある方

イ SNSの発信、ホームページの作成、YouTube等動画配信などの経験を有する方

ウ 元気があり、地域の方々と連携して課題解決に取り組もうとする方

エ 3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）を除く）に居住する者（※3）で、採用後、原則として会津若松市又は喜多方市、及びその周辺町村に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な方

※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。

①過疎地域持続的発展特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。

※3 次のいずれかに該当する者は、居住地要件の例外として扱う。

- ・これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内である者
- ・語学指導等を行う外国青年招致事業（「JETプログラム」）を終了した者で、JETプログラム参加者として2年以上活動し、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内である者

詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

オ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方

※福島県内での生活や移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車の持ち込みをお勧めします。（自家用車を所有していない方は、御相談ください。採用内定後、自動車探しなどお手伝いいたします。）

※積雪が多い地域ですので冬期間はスタッドレスタイヤでの走行が必要となります。

カ ワード、エクセル、パワーポイントなどパソコンの基本的な操作、ホームページやSNSによる情報発信（テキスト作成・写真撮影を含む）ができる方

※ 学芸員等の資格や地域づくりの経験、産学官連携事業の経験などがあれば望ましい。

※ 積雪の状況によっては、日常生活において除雪が必要な場合があります。

ただし、次のキからコまでのいずれかに該当する者は、応募することができません。

- キ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ク 福島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ケ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のアからオの書類を添えて、(6)の申込み先に直接持参、又は郵送によりお申込みください。(応募期間に注意。「特定記録」等により、確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。)

なお、応募書類の返却はしませんのでご了承ください。提出された履歴書の個人情報は、個人情報保護条例により、厳重に管理します。また、取得した個人情報は採用以外の目的に使用することはありません。

ア 履歴書（会津文化芸術振興地域おこし協力隊用）

別紙履歴書又は同様の項目を備えた履歴書に必要事項を記入の上、提出日前3か月以内に撮影した写真を貼り付けたもの。

なお、取得している免許・資格等があれば、業務内容との直接の関係の有無にかかわらず、できる限り記載してください。また、「その他」欄の下部に、記載内容が事実と相違ない旨を自署してください。

イ 職務経歴書（会津文化芸術振興地域おこし協力隊用）

別紙履歴書に記載した職歴全てについて記載してください。なお、「職務内容」欄には、主な職務内容を具体的に記載してください。

ウ エントリーシート（会津文化芸術振興地域おこし協力隊用）

エ レポート

次のテーマについて、800～1,000字程度で記載したもの。

テーマ「文化や芸術などの地域資源を活用した会津地域振興について」自分なりの考えを述べてください。

用紙は任意、パソコンでの作成も可（A4用紙縦に横書きで、1行の文字数40字を標準とします）、冒頭に氏名とテーマ、末尾に文字数を記載してください。

オ 誓約書

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 一次選考（書類選考）

履歴書等やレポートによる選考を行います。

結果は、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）

へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話等により連絡しますので、連絡が取れる電話番号、メールアドレスを履歴書に必ず記載願います。

イ 二次選考（面接）

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。

日時、場所等については、前記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から2週間程度を目安に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

ウ 着任

令和7年4月以降（※）

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。

エ その他

前記ア及びイの結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

(5) 現地見学

事前のオンライン相談、現地見学をお勧めします。

オンライン相談、現地見学を希望する場合は、受入の調整を行いますので、下記（6）のお問い合わせ先まで御連絡ください。（調整がつかず御希望に添えない場合もあります）

なお、現地見学に要する経費（現地までの交通費、宿泊代等）については、全額自己負担となりますが、交通費及び宿泊費については、所定の要件を満たせば、県の補助金が活用可能です。

① 交通費：「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/10000.html>

② 宿泊費：「会津地域移住希望者応援補助金」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01240a/i-ju-kibou-ouen.html>

(6) お問い合わせ・お申込み先

福島県立博物館（担当：岩崎）

福島県会津若松市城東町1-25

電話：0242-28-6000

E-mail：general.museum@pref.fukushima.lg.jp